



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 27 日 (金)
号外第 107 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (21) (給与課) 2
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 5

人 事 委 員 会 規 則

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成25年9月27日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(4) 略</p>	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(4) 略</p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(4)・(5) 略</p>
--	--

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p>
--	--

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月27日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第22号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、<u>同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。</u></p> <p><u>ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をすること。</u></p> <p><u>イ 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をすること。</u></p> <p><u>ウ 職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由により休職にされること。</u></p> <p><u>エ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受けること。</u></p> <p><u>オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をすること。</u></p> <p><u>カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職</u></p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>長期間の研修等のために旅行をすること。</u></p>

員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）をされること。

キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇（以下「海外随伴休暇」という。）を承認され、又は海外随伴休暇以外の休暇により勤務をしないこと。

ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をされること。

ケ 研修等のために旅行をすること。

(3)～(5) 略

第5条の4 略

2 月の中途において次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

(1) 大学院修学休業をした場合 大学院修学休業の期間

(2) 自己啓発等休業をした場合 自己啓発等休業の期間

(3) 地方公務員法第28条第2項又は職員の休職の事由を定める条例第2条に掲げる事由により休職にされた場合 休職の期間

(4) 略

(5) 専従許可を受けた場合 専従許可の有効期間

(6) 育児休業をした場合 育児休業の期間

(7) 外国派遣をされた場合 外国派遣の期間

員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）をされること。

キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇（以下「海外随伴休暇」という。）を承認され、又は海外随伴休暇以外の休暇により勤務をしないこと。

ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をされること。

ケ 研修等のために旅行をすること。

(3)～(5) 略

第5条の4 略

2 月の中途において次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした場合 大学院修学休業の期間

(2) 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした場合 自己啓発等休業の期間

(3) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職（以下「休職」という。）にされた場合 休職の期間

(4) 略

(5) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受けた場合 専従許可の有効期間

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をした場合 育児休業の期間

(7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職

<p>(8) <u>海外随伴休暇を承認された場合</u> 海外随伴休暇の期間</p>	<p><u>員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）をされた場合</u> 外国派遣の期間</p>
<p>(9) <u>公益的法人等派遣をされた場合</u> 公益的法人等派遣の期間</p>	<p><u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇（以下「海外随伴休暇」という。）を承認された場合</u> 海外随伴休暇の期間</p>
<p>3 略</p>	<p>(9) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をされた場合</u> 公益的法人等派遣の期間</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。